

大阪府内障がい福祉サービス等事業者様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

大阪府障がい福祉従事者待遇改善緊急支援事業費補助金に係る計画書の提出について

日頃から、本府福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「障害福祉従事者待遇改善緊急支援事業」が示されました。

大阪府においても、要件を満たす事業所等に対し「大阪府障がい福祉従事者待遇改善緊急支援事業費補助金」の交付を行うこととし、令和8年2月1日(日)より大阪府行政オンラインシステムにて申請受付を開始いたしますので、お知らせいたします。

本補助金申請予定の事業者様におかれましては、下記をご確認のうえ、受付開始後に申請手続きをお願いいたします。

記

1. 提出期限：令和8年3月末支払いを希望する場合：令和8年2月16日(月)

令和8年4月以降の支払いを希望する場合：令和8年4月30日(木)

2. 必要書類：・大阪府障害福祉従事者待遇改善緊急支援事業計画書

・(大阪府国民健康保険団体連合会に登録している口座と振込先口座が異なる場合)
法人振込口座の通帳の写し

※様式については、下記項目4の府HPからダウンロードしてください。

3. 提出方法：大阪府行政オンラインシステムにてご提出ください。

4. その他

※申請方法、様式の詳細は、下記大阪府ホームページでご案内しておりますのでご覧ください。

※府HP

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/syogukaizenkinkyu_hojokin.html

【お問合せ先】

大阪府障がい福祉従事者待遇改善緊急支援事業費補助金等
コールセンター(令和8年2月2日より)

電話番号：050-3310-6143

受付時間：9:00～18:00(土日祝除く)

【当該文書発出元】

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループ